

医道審議会薬剤師分科会委員名簿

平成20年11月13日現在

赤池 昭紀	京都大学大学院薬学研究科教授
井上 圭三	帝京大学薬学部長
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
笠貫 宏	早稲田大学理工学術院教授
児玉 孝	社団法人日本薬剤師会会長
齋藤 康	千葉大学長
田島 優子	さわやか法律事務所弁護士
辻本 好子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長
手島 恵	千葉大学大学院看護学研究科教授
平井 みどり	神戸大学医学部附属病院薬剤部長
平林 勝政	國學院大學法科大学院長
福島 紀子	慶應義塾大学薬学部教授
武立 啓子	昭和薬科大学教授
堀内 龍也	社団法人日本病院薬剤師会会長
三屋 裕子	筑波スポーツ科学研究所副所長
望月 正隆	東京理科大学薬学部教授

(五十音順、敬称略)

医道審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 285 号）

（組織）

第 1 条 医道審議会（以下「審議会」という。）は、委員 30 人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第 2 条 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 1 社団法人日本医師会の長
 - 2 社団法人日本歯科医師会の長
 - 3 学識経験のある者
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（委員の任期等）

第 3 条 前条第 1 項第 3 号に掲げる者のうちから任命された委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第 5 条 審議会に、次の表の上覧に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
医道分科会	医師法（昭和23年法律第201号）第7条第4項及び第24条の2第2項、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条第4項及び第23条の2第2項並びに医療法（昭和23年法律第205号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
医師分科会	医師法第10条第2項及び第16条の2第3項並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
歯科医師分科会	歯科医師法第10条第2項及び第16条の2第3項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
保健師助産師看護師分科会	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
理学療法士作業療法士分科会	理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
薬剤師分科会	薬剤師法（昭和35年法律第146号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
死体解剖資格審査分科会	死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項の表の上覧に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、学識経験のある者（医道分科会に属すべき委員及び臨時委員にあっては、第2条第1項各号に掲げる者）のうちから、厚生労働大臣が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

第6条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第7条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、厚生労働省医政局医事課において総括し、及び処理する。ただし、歯科医師分科会に係るものについては厚生労働省医政局歯科保健課、保健師助産師看護師分科会に係るものについては厚生労働省医政局看護課、薬剤師分科会に係るものについては厚生労働省医薬食品局総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

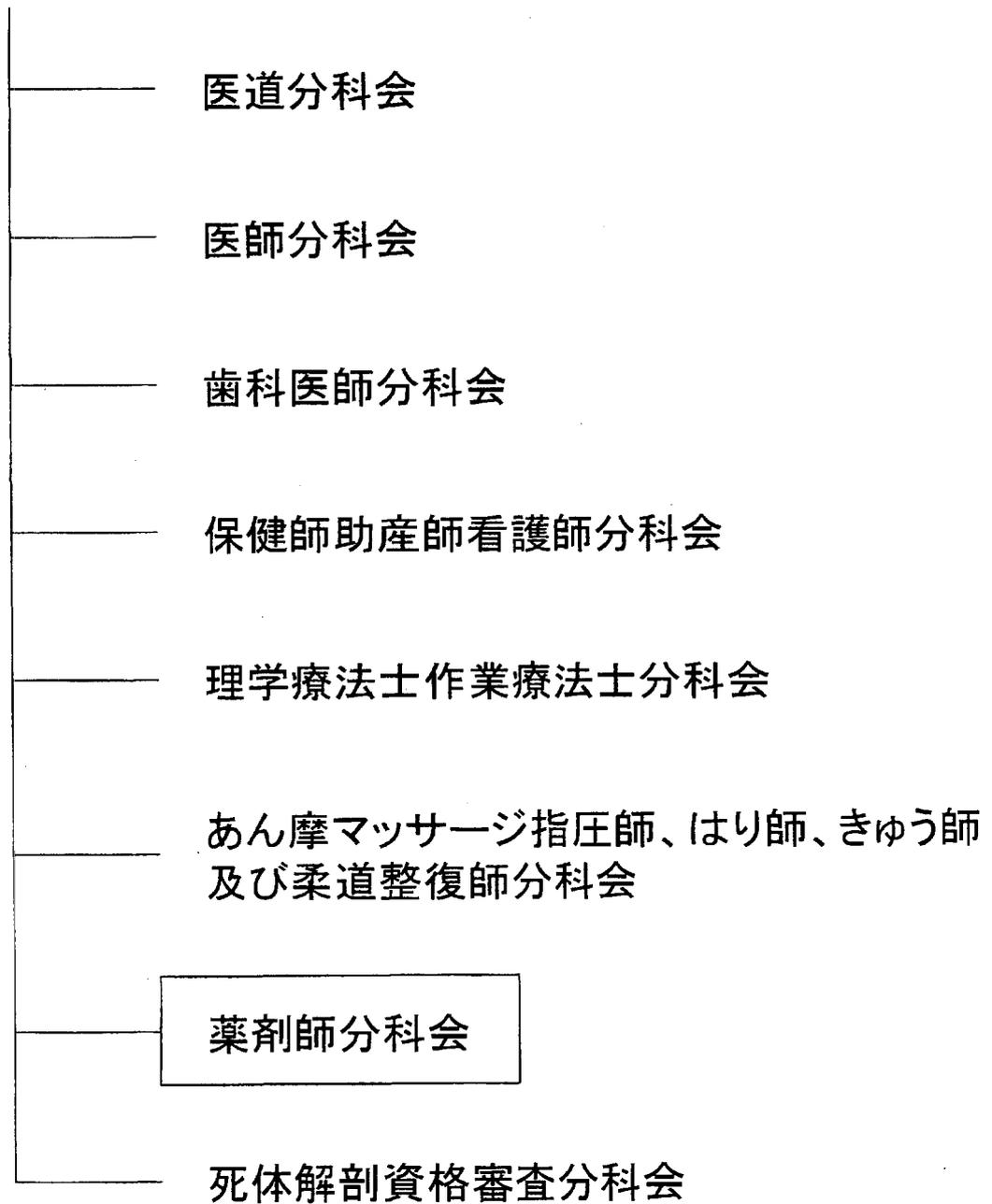
この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成20・3・31政令第94号）（抄）

この政令は、平成20年4月1日から施行する。

医道審議会薬剤師分科会について

医道審議会



薬剤師分科会

〔薬剤師法(昭和35年法律第146号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること〕

薬剤師倫理部会

〔薬剤師の行政処分に関する事〕

薬剤師国家試験K・V部会

〔薬剤師国家試験の問題内容の妥当性の確認に関する事〕

薬剤師国家試験事後評価部会

〔薬剤師国家試験の評価に関する事〕

薬剤師国家試験制度改善検討部会

〔薬剤師国家試験の出題方法、内容、形式等についての制度改善方策に関する事〕

薬剤師国家試験出題基準改定部会

〔薬剤師国家試験出題基準の改定に関する事〕

第94回薬剤師国家試験の施行（案）

薬剤師法（昭和35年法律第146号）第12条の規定に基づき、第94回薬剤師国家試験を次のとおり施行する。

1 試験期日 平成21年3月7日（土曜日）及び同月8日（日曜日）

2 試験地 北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、徳島県及び福岡県

3 試験科目

- (1) 基礎薬学
- (2) 医療薬学
- (3) 衛生薬学
- (4) 薬事関係法規及び薬事関係制度

4 受験資格 次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者（平成21年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの

5 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア すべての受験者が提出する書類等

(ア) 受験願書 薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）様式第7により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者は、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

(イ) 写真 出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルの上半身像のもので、裏面に氏名を記載し、厚生労働省又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している大学又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

(ウ) 返信用封筒（受験票送付用）縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及びあて先を記載し、510円の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの。

イ 4の(1)に該当する者が提出する書類

卒業証明書又は卒業見込証明書

なお、卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成21年3月31日（火曜日）午後5時まで（郵送により提出する場合には必着）に卒業証明書を提出すること。提出のない場合は、当該受験は無効とする。

ウ 4の(2)に該当する者が提出する書類

薬剤師国家試験受験資格認定通知書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定通知書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア 受験に関する書類は、平成21年1月5日（月曜日）から同月14日（水曜日）までに試験地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

イ 受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前9時から午後5時までとする。

ウ 受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成21年1月14日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

(3) 受験手数料

ア 受験手数料は、6,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 受験票の交付 受験票は、郵送により交付する。平成21年2月27日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、受験に関する書類を提出した地方厚生局又は地方厚生支局に問い合わせること。

なお、卒業見込証明書をもって出願した者に対しては、在籍している大学を経由して交付する。

6 合格者の発表 試験の合格者は、平成21年4月3日（金曜日）午後2時に厚生労働省並びに地方厚生局及び地方厚生支局にその受験地、受験番号を掲示して発表す

るほか、合格者に対して合格証書を郵送する。

7 手続及び問い合わせ先

試験に関する受験地毎の手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

地方厚生局及び地方厚生支局

試験地	所	在	地
北海道	北海道札幌市北区北8条西2丁目	札幌第1合同庁舎	北海道厚生局 郵便番号060-0808 電話番号011(709)2311 FAX番号011(709)2704
宮城県	宮城県仙台市青葉区花京院1丁目1番20号	花京院スクエア21階	東北厚生局 郵便番号980-8426 電話番号022(716)7331 FAX番号022(726)9267
東京都	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1	さいたま新都心合同庁舎1号館	関東信越厚生局 郵便番号330-9713 電話番号048(740)0810 FAX番号048(601)1326
石川県	愛知県名古屋市東区白壁1丁目15番1	名古屋合同庁舎第3号館	東海北陸厚生局 郵便番号461-0011 電話番号052(971)8831 FAX番号052(971)8861
愛知県			
大阪府	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号	大阪合同庁舎第4号館	近畿厚生局 郵便番号541-8556 電話番号06(6942)2241 FAX番号06(6946)1500
広島県	広島県広島市中区上八丁堀6番30号	広島合同庁舎4号館	中国四国厚生局 郵便番号730-0012 電話番号082(223)8181 FAX番号082(223)8155
徳島県	香川県高松市サンポート3番33号	高松サンポート合同庁舎4階	四国厚生支局 郵便番号760-0019 電話番号087(851)9565 FAX番号087(822)6299
福岡県	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	福岡第2合同庁舎	九州厚生局 郵便番号812-0013 電話番号092(472)2370 FAX番号092(474)2244

8 その他 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成20年12月15日（月曜日）までに厚生労働省医薬食品局総務課試験免許係又は試験地を管轄する地方厚生局若しくは地方厚生支局に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

9 8に関する問い合わせ先

東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 厚生労働省医薬食品局総務課試験免許係
郵便番号100-8916 電話番号03(5253)1111 FAX番号03(3503)1760

第94回薬剤師国家試験の試験委員は次のとおりである。

試験委員長 遠藤 泰之

副委員長 赤池 昭紀

委員

明石 貴雄	有賀 寛芳	伊藤 芳久	井上 義雄	今泉 祐治
浦山 隆雄	大石 一彦	大久保忠恭	大森 栄	岡本 浩一
奥田 真弘	小口 敏夫	笠井 良次	鍛冶 利幸	片岡 泰文
亀井 淳三	川上 純一	川嶋 洋一	河田登美枝	橘高 敦史
栗原 順一	小池 勇一	郡 修徳	齋藤 直樹	齋藤 秀之
三田 智文	白石 正	杉浦 隆之	高倉 喜信	田中 一彦
出川 雅邦	手島 邦和	中島 誠	永瀬 久光	中村辰之介
成松 鎮雄	野村 憲和	萩中 淳	畑中 保丸	平山 一男
平山 文俊	藤井 敏	藤田 卓也	古澤 康秀	星 勝治
益子 高	松本 宜明	森 昌平	山川 洋平	山崎 壮
山田 勝士	山田 安彦	山田 洋	湯淺 宏	横井 毅
渡部 一仁				

薬剤師国家試験

●昭和60年3月：薬剤師国家試験出題基準制定

◇試験委員に出題の指標を与え、問題の水準を一定に保つ方策として、初めて薬剤師国家試験出題基準（ガイドライン）を作成。

① 試験科目：「薬理学、衛生化学、公衆衛生学、薬剤学、薬事関係法規、日本薬局方」

② 出題基準の分類項目：「大項目・小項目」

◇本文からの抜粋

「・・・その内容については常に最新のものとすべき努力が必要であるが、全般的な見直しはおおむね5年を超えない範囲を目途とすべきであろう。」

●平成2年5月：薬剤師国家試験出題基準改定

◇出題基準が約5年を経過することから、見直し・検討を実施。

※試験科目、出題基準の分類項目の変更なし。

●平成6年6月：薬剤師国家試験出題基準改定

◇平成4年の医療法改正、医薬分業の進展により、薬剤師の教育や国家試験のあり方について見直しを求める意見が強くなり、「薬剤師国家試験制度改善検討会」を開催し、同検討会の「最終報告」に基づき、試験科目、出題問題数及び出題基準等の改正を行った。

① 試験科目：「基礎薬学、医療薬学、衛生薬学、薬事関係法規・薬事関係制度」の4分野に変更。

② 出題基準の分類項目：「大項目・中項目・小項目・小項目の内容」に細分化。

【平成6年6月の改正内容】

試験科目	学説・実地		問題数
薬理学	30		30
薬事関係法規	15		15
薬剤学	30	35	65
衛生化学・公衆衛生学	30	15	45
日本薬局方	30	15	45
計	135	65	200

試験科目	問題数
基礎薬学	60
医療薬学	120
衛生薬学	40
薬事関係法規・制度	20
計	240

◇「最終意見」からの抜粋

「出題基準の内容は、学問の進歩及び薬剤師業務の変化に応じ改定が行われるべきものであって、従来通り、おおむね5年を目途に見直しを行うことが適当である。」

●平成10年12月：薬剤師国家試験出題基準改定

◇出題基準が約5年を経過することから、見直し・検討を実施。

※試験科目、出題基準の分類項目の変更はなし。

●平成16年3月：薬剤師国家試験出題基準改定

◇出題基準が約5年を経過することから、見直し・検討を実施。

※「医療薬学」及び「衛生薬学」で、大項目の事項の整理を実施。

(参 考)

●過去の出題基準の見直し時期と実施時期

[見直し時期]

[実施時期]

第1次 昭和60年3月制定 → 昭和60年秋 (第69回～)

第2次 平成2年5月改定 → 平成3年 (第76回～)

第3次 平成6年6月改定 → 平成8年 (第81回～)

第4次 平成10年12月改定 → 平成12年 (第85回～)

第5次 平成16年3月改定 → 平成17年 (第90回～)

薬剤師国家試験の実施状況

試験回次	新 卒			そ の 他			合 計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
	名	名	%	名	名	%	名	名	%
76 (3年)	8,885	7,540	84.86	1,403	656	46.76	10,288	8,196	79.67
77 (4年)	8,546	6,712	78.54	1,901	785	41.29	10,447	7,497	71.76
78 (5年)	8,297	7,232	87.16	3,010	1,819	60.43	11,307	9,051	80.05
79 (6年)	8,415	6,921	82.25	2,460	951	38.66	10,875	7,872	72.39
80 (7年)	8,790	7,055	80.26	3,192	1,459	45.71	11,982	8,514	71.06
81 (8年)	8,825	7,473	84.68	3,112	1,681	54.02	11,937	9,154	76.69
82 (9年)	8,747	7,367	84.22	2,835	1,362	48.04	11,582	8,729	75.37
83 (10年)	8,548	7,010	82.01	2,982	1,377	46.18	11,530	8,387	72.74
84 (11年)	8,506	7,328	86.15	3,233	1,723	53.29	11,739	9,051	77.10
85 (12年)	8,620	7,625	88.46	2,909	1,588	54.59	11,529	9,213	79.91
86 (13年)	8,208	6,901	84.08	2,475	1,207	48.77	10,683	8,108	75.90
87 (14年)	8,367	7,412	88.59	2,781	1,597	57.43	11,148	9,009	80.81
88 (15年)	8,345	7,387	88.52	2,505	1,415	56.49	10,850	8,802	81.12
89 (16年)	8,504	7,349	86.42	2,544	1,304	51.26	11,048	8,653	78.32
90 (17年)	8,626	8,047	93.29	2,964	1,734	58.50	11,590	9,781	84.39
91 (18年)	8,455	7,200	85.16	2,591	1,002	38.67	11,046	8,202	74.25
92 (19年)	8,791	7,525	85.60	3,321	1,629	49.05	12,112	9,154	75.58
93 (20年)	10,025	8,652	86.30	3,748	1,835	48.96	13,773	10,487	76.14

問5 次の記述はけい光光度測定法に関するものである。正しいものの組合せはどれか。

- a けい光光度測定法において、けい光波長は励起波長より短い。
- b けい光光度測定法において、けい光波長は励起波長より長い。
- c けい光波長と励起波長との長短は、物質によりまちまちである。
- d 励起波長が変化すると、放射するけい光波長も変化する。
- e 励起波長が変化しても、放射するけい光波長は物質固有で変化しない。

- 1 (a, d) 2 (a, e) 3 (b, d)
 4 (b, e) 5 (c, d) 6 (c, e)

問6 粉末薬品の混合に関する記述の正誤について、正しい組合せはどれか。

- a 粉末薬品の混合は、粉末の真の比重が近いほど容易である。
- b 粉末薬品の混合は、いかなる場合も混合を長時間行うほど混合度が良くなる。
- c 混合度を測定するため、3次元無作為に採取したN個のサンプル中の薬物濃度を測定し、仕込濃度（真の平均濃度 W/W ） \bar{C} よりの分散 σ を算出した。この σ が $\bar{C} (1 - \bar{C})$ の値に近いほど混合度は良い。
- d 粉末薬品の混合は、粒子間の結合性、付着性が小さい場合には粒子径に近いほど容易である。

	a	b	c	d
1	正	正	正	正
2	正	正	正	誤
3	正	誤	誤	正
4	正	誤	誤	誤
5	誤	正	誤	正